人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―五四（住居手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和三年四月一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―五四―九

人事院規則九―五四（住居手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五四（住居手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を削る。

改正後	改正前
（削る）	（令和三年四月一日における届出の特例） **第十一条**　令和三年三月三十一日において一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第五十一号）附則第三条の規定による住居手当を支給されている職員であつて、同年四月一日においても引き続き当該住居手当に係る住宅を借り受け、家賃を支払つているもののうち、同日に給与法第十一条の十第一項各号に該当することとなるものについては、令和二年三月三十一日において支給されていた住居手当に係る第五条第一項の規定により行われた届出（規則九―一四六（令和元年改正法附則第三条の規定による住居手当）第五条において準用する第五条第一項の規定による届出が行われた場合には、当該届出）を令和三年四月一日において支給されることとなる住居手当に係る同項の規定により行われた届出とみなす。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、令和三年四月二日から施行する。

（人事院規則一―四の一部改正）

第二条　人事院規則一―四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
1～110　（略） 111　規則九―一四六は、廃止する。（令和三年四月二日施行）	1～110　（略） （新設）

（人事院規則一―三四の一部改正）

第三条　人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後			
別表　人事管理文書の保存期間（第三条関係） 一　（略） 二　給与			
人事管理文書の区分		基準日	保存期間
（略）	（略）	（略）	（略）

改正前			
別表　人事管理文書の保存期間（第三条関係） 一　（略） 二　給与			
人事管理文書の区分		基準日	保存期間
（略）	（略）	（略）	（略）